

令和元年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和元年6月20日

○出席議員 15人

1番 鈴木克己君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	猿田寿男君	副市長	関重夫君
教育長	岩瀬好央君	総務課長	酒井清彦君
企画課長	軽込一浩君	財政課長	齋藤恒夫君
税務課長	植村仁君	市民課長	岩瀬由美子君
高齢者支援課長	大森基彦君	福祉課長	吉清佳明君
生活環境課長	神戸哲也君	都市建設課長	山口崇夫君
農林水産課長	平松等君	観光商工課長	高橋吉造君
会計課長	土屋英二君	学校教育課長	岡安和彦君
生涯学習課長	長田悟君	水道課長	大野弥君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 渡辺茂雄君 議事係長 原隆宏君

議事日程

議事日程第5号

第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務文教常任委員長)

議案第9号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

議案第13号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算

請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

- 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
(産業厚生常任委員長)
- 議案第8号 勝浦市森林環境整備基金条例の制定について
- 議案第10号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第15号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
- 請願第3号 太陽光発電設備の規制を求める請願
- 第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決
- 発議案第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について
- 発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について
- 第3 報告
- 報告第1号 平成30年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第2号 平成30年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第3号 平成30年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第4号 専決処分の報告について
- 報告第5号 専決処分の報告について

開 議

平成30年6月21日（木）午前10時開議

○議長（黒川民雄君） ただいま出席議員は15人全員でありますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 初めに、福祉課長より質疑に対する答弁訂正の申し出がありましたので、これを許可します。吉清福祉課長。

○福祉課長（吉清佳明君） 6月14日の本会議、一般会計補正予算の質疑における答弁の訂正をさせていただきます。

民生費認定こども園整備事業の備品購入費の内容確認において、寺尾議員から、げた箱は建物の設計に入っていないのかという質問に対し、私のほうから、設計には入ってなく、備品で

対応しますというような趣旨の答弁をいたしました。正しくは、一部は設計に入っており、その他必要なところを備品で整備をしますということでしたので、訂正をしておわびいたします。以上です。

○議長（黒川民雄君）　日程第1、議案を上程いたします。

議案第9号　勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号　平成31年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号　「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上5件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。戸坂総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 戸坂健一君登壇〕

○総務文教常任委員長（戸坂健一君）　議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月17日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第9号　勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第13号　平成31年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきまして、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号　「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号　「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては、紹介議員に説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で採択と決定しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君）　これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君）　これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君）　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号　勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第12号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第13号 平成31年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第1号 「国における2020年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第8号 勝浦市森林環境整備基金条例の制定について、議案第10号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す

る条例の制定について、議案第11号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第15号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、請願第3号 太陽光発電設備の規制を求める請願、以上6件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。岩瀬洋男産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 岩瀬洋男君登壇〕

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月18日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第8号 勝浦市森林環境整備基金条例の制定について、議案第10号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第15号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上5件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第3号 太陽光発電設備の規制を求める請願につきましては、請願者に説明を求め、審査を行った結果、慎重に審議する必要があり、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しましては、継続審査の申し出をした次第であります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。鈴木克己議員。

○1番（鈴木克己君） 今委員長から報告がありました、請願第3号 太陽光発電設備の規制を求める請願については、継続審査という結論になっています。この継続審査になるに当たって、委員会の中でどのような議論がされ、この結果になったのか、お聞きします。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。岩瀬産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（岩瀬洋男君） 委員会の審議内容ということだと思いますけれども、趣旨に賛同される方もいらっしゃったわけでございますけれども、特に請願事項、細部の数字的なものも含めてなんですけれども、必ずしも妥当なものであるかどうかということに疑問があつたという点もありますし、請願者のほうもその点の議論の中でご理解をいただいたこともありますので、今回は継続というふうな形で皆さんにご理解をいただきたい。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号 勝浦市森林環境整備基金条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第10号 勝浦市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第11号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第14号 平成31年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第15号 平成31年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、請願第3号 太陽光発電設備の規制を求める請願については、産業厚生常任委員長から、会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査の申し出がありました。本件につきましては、産業厚生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

○議長（黒川民雄君） 挙手多数であります。よって、請願第3号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（黒川民雄君） 日程第2、発議案を上程いたします。発議案第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第2号 義務教育国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。原係長。

[職員朗読]

○議長（黒川民雄君） 発議者から提案理由の説明を求めます。戸坂健一議員。

[5番 戸坂健一君登壇]

○5番（戸坂健一君） 議長よりご指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てるという重要な使命を負っています。

しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、さまざまな深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中になります。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、さまざまな教育諸課題に対応する教職員定数の確保が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2020年度に向けての予算の充実をしていただくことを強く要

望しようとするものであります。

1つ、震災からの教育復興にかかる予算の拡充を十分に図ること。

1つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

1つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

1つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかる予算をさらに拡充すること。

1つ、子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

1つ、老朽校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。

1つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及しています。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。

また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定をはかるため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めようとするものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第1号及び発議案第2号、以上2件につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第1号及び発議案第2号、以上2件

については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより発議案第1号 国における2020年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、発議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（黒川民雄君） 日程第3、報告であります。報告第1号 平成30年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書について、報告第2号 平成30年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 平成30年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第4号 専決処分の報告について、報告第5号 専決処分の報告について、市長の報告を求めます。猿田市長。

[市長 猿田寿男君登壇]

○市長（猿田寿男君） ただいま議題となりました報告第1号から報告第5号までについて、申し上げます。

初めに、報告第1号 平成30年度勝浦市一般会計継続費繰越計算書についてでありますが、本件は、平成30年度勝浦市一般会計予算の継続費で、認定こども園整備事業に係る経費、1億3,462万9,000円を平成31年度へ繰り越すために調製した継続費繰越計算書であります。

次に、報告第2号 平成30年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてでありますが、本件は、平成30年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、一般事務経費における情報管理費のほか、6件に係る経費、4億9,471万6,000円を平成31年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第3号 平成30年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてでありますが、本件は、平成30年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、消防施設整備事業に係る1,049万

7,000円を平成31年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書であります。

次に、報告第4号及び報告第5号についてであります。本件は、1件100万円以下の損害賠償額の決定及び和解についてであり、去る6月11日に専決処分いたしましたので、ご報告するものであります。

なお、この内容につきましては、報告書に示したとおりでありますので、これによりご了承いただきたいと存じます。

以上で、報告第1号から報告第5号までの説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これをもって報告を終わります。

閉　　会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって令和元年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時28分　閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第8号～議案第15号、及び請願第1号～請願第3号の総括審議
1. 発議案第1号～発議案第2号の総括審議
1. 報告第1号～報告第5号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和　年　月　日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員